

太田市区長及び区長代理に対する事務報償費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市区制規則（平成17年太田市規則第6号）第10条に規定する事務報償費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区長及び区長代理 太田市区制規則第4条第1項の規定により同規則別表に定める行政区の推薦により市長が委嘱した者をいう。
- (2) 事務報償費 太田市区制規則第10条に規定する事務報償費をいう。

(事務報償費の支給対象)

第3条 事務報償費は、当該年度に在任する区長及び区長代理に対し交付する。

(事務報償費の支給)

第4条 事務報償費の支給額は、別表に定める金額を限度とし、予算の範囲内で支給するものとする。ただし、年度の途中で辞任し、死亡し、又は就任した場合は、在任した期間に応じて、年額に、在任日数を365（^{じゅん} 閏年の場合は、366）で除して得た数に乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を支給するものとする。

- 2 事務報償費は、3月に支給するものとする。ただし、年度の途中で辞任し、又は死亡した場合は、その時点で支給するものとする。
- 3 事務報償費は、区長に支給するものにあつては区長が指定する口座へ、区長代理に支給するものにあつては区長代理が指定する口座へ、それぞれ振り込むものとする。
- 4 事務報償費は、区長又は区長代理が死亡した場合は、その相続人代表者に支給するものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	金額
区長	定額 245,000円 戸数割 (世帯数÷区長・区長代理の総数)×300円 役職加算 区長会長 250,000円 区長会副会長 160,000円 地区会長 120,000円 地区副会長 30,000円
区長代理	定額 65,000円 戸数割 (世帯数÷区長・区長代理の総数)×300円